

家族信託 実務ガイド

ビジネスガイド No.853 2018 May “究極の財産管理ツール”家族信託の実践手法がわかる!
別冊5月号 資産管理、相続・事業承継に携わる専門家のための実務誌 第9号

- 福祉型信託の実情と今後の期待
- 改正「公益信託法」の動向と実務への影響
- 新連載 大切な家族を守るために「実家信託[®]」活用法

特集 ひきこもり、未成年者、障がい者、浪費者 等

福祉型信託の 活用と実務



日本法令[®]

家族信託Q&A

[ケース編] 第5回 一般社団法人を利用した信託スキームについて

回答：一般社団法人家族信託普及協会
監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、全国の専門家（約1,400名）の会員から様々なご質問が日々寄せられます。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。
今回は「一般社団法人を利用した信託スキームについて」です。

Q1

受託者を一般社団法人（新設）とした家族信託のスキームを検討中です。受託者を一般社団法人にするメリットを教えてください。

A1 受益者連続であるないにかかわらず、信託のスキームを長期間安定的に維持したいという場合には、受託者を個人よりも法人としたほうが安定的に受託者業務を執り行うことが期待できます。

また、お問合せの多い「信託口座」の問題も、法人の場合は「受託者死亡時の凍結リスク」「受託者への差押えリスク」は発生しないことになります。また、受託者名義で資金を借り入れる「受託者借入」についても法人のほうが実行しやすいという意見もあります（債務控除問題とは別ですが）。

A2

株式会社等が信託の受託者になれないという理屈は成立しません。

株式会社等は、営利目的法人ですので、利益を上げる業務をすることが本来の主たる業務になります。そこで、信託の受託者業務（信託事務）についても、利益を上げるべく有償業務とすること、つまり信託報酬をもらうことが自然の考え方になるでしょう。

そこで問題となるのが、信託業法への抵触の問題です。その点で営利目的法人が受託者に適さないといわれる理由の一つだと考えられます。

確かに信託業法は、不特定多数の方に対して反復継続して信託の引受けをし、報酬をもらうことは、「信託業」に該当するので、その場合は「内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない」と規定しています（信託業法第3条）。

しかし実際問題として、家族信託の受託者を法人にするのは、家族・一族の財産を長期的に管理するためであって、それ以外の方の財産を信託で引き受けるこ

Q2

信託の受託者には、一般的の株式会社等適さないと聞いたのですが…。